

印西クリーンセンター環境委員会細則

(趣旨)

第1条 印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書（以下「協定」という。）第2条の規定に基づき、印西クリーンセンター環境委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 委員会は、印西クリーンセンター（以下「工場」という。）の操業運営に住民の意向を反映させるとともに公害の発生を防止し、地域住民の健康の保護と生活環境の保全のための操業に関する協定の適正な運用を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 印西地区環境整備事業組合（以下「組合」という。）及び組合を組織する団体の職員（以下「甲」という。）。
- (2) 協定を締結した自治会等から届出のあった者（以下「乙」という。）。
ただし、委員会への出席者は30名以内とする。
- 2 甲・乙は、毎年度初めに委員の名簿を事務局に提出しなければならない。
- 3 甲・乙は、委員に変更のあった場合は、その旨を速やかに事務局に通知しなければならない。
- 4 委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げないものとする。
- 5 甲・乙の代表として代表者会議（甲・乙それぞれ5名以内）を設置し、委員会の運営に関し協議するものとする。

(協議事項)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 工場の操業状況の定期的報告に関する事。
- (2) 工場設備の改善、改修及び変更（増設及び建替）に関する事。
- (3) 工場の操業の全部又は一部の停止及び再稼動に関する事。
- (4) 工場の事故の際の調査報告及び改善策に関する事。
- (5) 搬入ごみの組成及び量の調査報告に関する事。
- (6) 公害防止協定値及び環境基準（値）項目の測定方法、場所、回数等に関する事。
- (7) 前号の測定結果に関する事。
- (8) 被害補償の協議に関する事。
- (9) 協定の確認事項に関する事。
- (10) 協定第15条に基づく改定及び疑義解釈に関する事。
- (11) 委員会の運営及び報告に関する事。
- (12) その他必要と思われる事項。

(委員会の開催)

第5条 委員会（定例会）は、甲・乙協議して決定する。ただし、甲又は乙から開催の

申出がなされたときは、臨時に委員会を開催することができる。

2 委員会の開催日時、場所及び議題については、その都度、代表者会議において協議のうえ定めるものとする。

(議長)

第6条 委員会の会議に議長を置き、議長は議事の進行及び整理を行うものとする。

2 議長は、会議の開催毎に甲・乙の順で交互に行うものとする。

(議事)

第7条 委員会の会議は、甲・乙それぞれ半数以上の委員の出席がなければ開くことができない。ただし、相手方の合意があればこの限りでない。

2 議事は、合議制を原則とする。

(協議結果の尊重)

第8条 委員会は会議において協議が整った事項について、住民に報告するとともに甲・乙双方はその結果を尊重して、それぞれ誠実に処理しなければならない。

(関係者の出席等)

第9条 委員会において必要があると認めるときは、有識者及び関係者を出席させ、参考意見もしくは説明を求めることができる。

2 前記関係者の出席にあたっては、あらかじめ関係資料を当日の委員会に提出できるよう、努力するものとする。

3 委員会には議事録を作成するため、書記を同席させることができる。

(傍聴)

第10条 委員会の会議は、特別の理由がない限り傍聴することができる。

2 傍聴人の人数は会議場所に応じて、委員会で協議のうえ定める。ただし、報道機関の者は、この数に含めないものとする。

3 傍聴人は、静粛に議事を傍聴しなければならない。

4 議長は、傍聴人が議長の指示に従わない時は、退場させることができる。

5 傍聴人の発言は、原則として認めない。

6 傍聴人及び報道機関の者が、写真撮影又は録音しようとするときは、あらかじめ議長の許可を受けなければならない。

7 傍聴の申し込みは、事務局に行うものとする。

(議事録)

第11条 委員会の議事については、議事録を作成し、議長及び議長が指名する甲・乙それぞれ1名が署名押印するものとする。

2 議事録は会議の終了後、速やかに各委員まで届けるものとする。

3 議事録の作成の為、録音機器等を使用することができる。

(経費の負担)

第12条 委員会の運営に要する経費は、甲の負担とする。

(事務局)

第13条 委員会の事務局は印西地区環境整備事業組合に置き、庶務を担当する。

(細則の改定)

第 14 条 委員会が必要に応じて細則の見直しを行い、協議のうえ改定することができる。

(補則)

第 15 条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

(施行期日)

第 16 条 この細則は、協議の整った日から施行する。

附 則

平成 2 年 3 月 23 日 一部改正

平成 3 年 4 月 19 日 一部改正

平成 4 年 9 月 4 日 一部改正

平成 7 年 12 月 1 日 一部改正

平成 9 年 3 月 7 日 一部改正

平成 11 年 6 月 3 日 一部改正

平成 14 年 9 月 6 日 一部改正

平成 17 年 6 月 28 日 一部改正

平成 21 年 11 月 17 日 一部改正

平成 22 年 8 月 6 日 一部改正

平成 22 年 10 月 12 日 一部改正